

## 中期目標の期間終了時の検討及び措置（案）について

地方独立行政法人法第30条では、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までには、当該法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他所要の措置を講じることとされており、その検討に当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

つきましては、中期目標の期間終了時の検討及び措置（案）について、下記のとおり、お諮りします。

### 記

#### 1 中期目標の期間終了時の検討及び措置（案）について

（地独）京都市産業技術研究所においては、法人の運営状況等について、評価委員会に意見を聴いたうえで、京都市長が毎年度評価を行っています。この結果（参考資料2参照）を踏まえ、検討が必要な3項目につきまして、それぞれ以下のとおり検討し、措置を講じることとします。

| 検討項目      | 検討内容及び措置（案）  |
|-----------|--|
| 業務の継続の必要性 | これまでの評価結果から、引き続き、地方独立行政法人の形態で業務を継続させる必要があるものとする。   |
| 組織の存続の必要性 | 左記検討項目については、これまでから評価委員会にて御意見を頂戴し、評価を行っているところである。それらの評価結果を踏まえた第3期の中期目標を策定し、その目標を法人に指示することをもって、所要の措置を講じるものとする。 |
| 業務及び組織の全般 |  |